



有期雇用派遣社員賃金規程

2017年9月1日制定

株式会社 T・O・O・N

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂 1-15-3 プリメーラ道玄坂 218号

電話番号： 03-6416-3176

有期雇用派遣社員賃金規程 INDEX

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (適用範囲)
- 第3条 (賃金の決定)
- 第4条 (賃金の原則)
- 第5条 (賃金体系)
- 第6条 (賃金の支払方法)
- 第7条 (賃金の控除)
- 第8条 (賃金の計算期間及び支払日)
- 第9条 (欠勤、遅刻、早退及び私用外出の無給扱い)
- 第10条 (休暇休業等の賃金)
- 第11条 (休業手当)
- 第12条 (平均賃金)
- 第13条 (端数処理)

第2章 賃金

- 第14条 (基本賃金)
- 第15条 (基本賃金の見直し)
- 第16条 (通勤手当)
- 第17条 (時間外勤務手当)
- 第18条 (休日勤務手当)
- 第19条 (深夜勤務手当)
- 第20条 (賞与・退職金の不支給)
- 第21条 (不正受給の返還)
- 第22条 (附則)

第1章 総則

第1条（目的）

この規程は、有期雇用派遣社員就業規則第65条に基づき、派遣社員の賃金に関する事項を定めたものである。

第2条（適用範囲）

この規程は、有期雇用派遣社員就業規則第3条に定める派遣社員に適用する。

第3条（賃金の決定）

派遣社員の賃金は、個別の「派遣社員労働条件通知書及び派遣就業条件明示書」に定めるところによる。

第4条（賃金の原則）

賃金とは、派遣社員の労働の代償として支払われるものをいう。したがって、派遣社員が労働しないときは別段の定めによる場合のほか賃金を支払わない。

第5条（賃金体系）

派遣社員の賃金体系は、次の通りとする。

派遣社員の賃金体系				割増賃金の算定基礎
賃金	基本賃金	時間給（第14条）	所定内賃金	◎
	手当	時間外勤務手当（第17条）	所定外賃金	×
		休日勤務手当（第18条）	所定外賃金	×
		深夜勤務手当（第19条）	所定外賃金	×
		通勤手当（第16条）	所定内賃金	×

第6条（賃金の支払い方法）

賃金は通貨で直接その全額を本人に支払う。ただし、本人の同意を得て本人が指定した金融機関の本人名義の預貯金口座に振り込むことによって支払う。

第7条（賃金の控除）

次に掲げるものは、賃金から控除する。

- 源泉所得税
- 健康保険料（介護保険料を含む）及び厚生年金保険料の被保険者負担分
但し、被保険者資格を有しない者は除く
- 雇用保険の保険料の被保険者負担分
但し、被保険者資格を有しない者は除く
- 社員代表との書面協定により賃金から控除することとしたもの

第8条（賃金の計算期間及び支払日）

- 賃金は、毎月末日に締め切り、翌月末日に支払うものとする。
- 賃金支払日の当日が土曜、日曜、祝日の場合はその前日に支払うものとする。
- 第1項の賃金の計算期間及び支払日は、派遣先により異なることがある。その場合は、個別に派遣社員労働条件通知書兼派遣就業条件明示書により明示するものとする。

4 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、派遣社員（本人が死亡したときはその者の収入によって生計を維持されていた者）の請求により、賃金支払日以前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

- (1) 本人の死亡、退職、解雇のとき
- (2) 本人又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼又は葬儀など臨時の費用に充てるとき
- (3) 本人又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷するとき
- (4) その他特別の事情がある場合であって、会社が必要と認めたとき

第9条（欠勤、遅刻、早退及び私用外出の無給扱い）

欠勤、遅刻、早退及び私用外出をした場合の時間については、欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数に対する賃金支払わないものとする。遅刻、早退及び私用外出の場合の不就労時間数の計算は、原則15分単位とする。

第10条（休暇休業等の賃金）

- 1 派遣社員就業規則第43条（年次有給休暇）に定める休暇期間中は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
- 2 次の法定休暇時の不就労時間は、無給とする。
 - (1) 産前産後休業
 - (2) 育児・介護休業
 - (3) 育児時間
 - (4) 生理日の措置の日又は時間
 - (5) 母性健康管理のための休暇等の時間
 - (6) 公民権行使の時間（派遣社員就業規則第33条（裁判員休暇）を含む）

第11条（休業手当）

会社は派遣社員が労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つけられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、休業手当として、派遣社員の平均賃金の100分の60を支払う。

第12条（平均賃金）

- 1 休業手当や解雇予告手当の基礎となる平均賃金の計算は、直前の賃金締切日より起算した前3カ月の賃金総額をその期間の総日数で除した額（計算式①）とする。ただし、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の100分の60で計算された額（計算式②）が計算式①を上回る場合は、計算式②で求めた額を平均賃金とする。計算式は次のとおりとする。

$$\text{①平均賃金} = \frac{\text{直前の賃金締切日より起算した3ヵ月間の賃金総額}}{\text{3ヵ月間の暦日数}}$$

$$\text{②平均賃金} = \frac{\text{直前の賃金締切日より起算した3ヵ月間の賃金総額}}{\text{3ヵ月間に労働した日数}} \times 60\%$$

- 2 就業開始後3カ月に満たない者については、入社日から当該計算事由の発生した日までの期間とする。

第13条（端数処理）

賃金計算上の端数処理は次の方法で行う。

- ① 1時間当たりの賃金額及び割増賃金に円未満の端数がある場合は、1円に切り上げる。
- ② 控除項目に円未満の端数がある場合は、切り捨てる。

第2章 賃金

第14条（基本賃金）

派遣社員の基本賃金は、原則時間給とし、派遣従事業務の種類、職種、技能、資格、経験等を考慮して個別に派遣社員労働条件通知書（派遣就業条件明示書）によって決定する。

第15条（基本賃金の見直し）

- 1 第14条の基本賃金の見直し（昇給及び降給）は、派遣社員の勤務成績と技能の向上または劣化を査定し、会社の経営状況等を考慮し個別に行うことがある。
- 2 基本賃金の見直しは、原則として契約更新月に行い、翌月から実施する。

第16条（通勤手当）

派遣社員には、通勤手当は、原則支給しない。

第17条（時間外勤務手当）

- 1 時間外勤務手当は、所定の就業時間を超えて勤務することを命ぜられ、その勤務に服した派遣社員に支給する。
- 2 時間外勤務手当は以下の計算式により支給する。

【法定内時間外労働＝1日8時間かつ週法定労働時間までの部分】

1時間当たりの基本賃金（時間給）×時間外労働の時間数

【法定外時間外労働＝1日8時間または週法定労働時間を超える部分】

1時間当たりの基本賃金（時間給）×時間外労働の時間数×1.25

第18条（休日勤務手当）

- 1 休日勤務手当は、休日に勤務することを命ぜられ、その勤務に服した派遣社員に支給する。
- 2 休日勤務手当は以下の計算式により支給する。

【週1日の法定休日に勤務をした場合】

1時間当たりの基本賃金×休日労働の時間数×1.35

（但し、その労働時間が22時から5時までの深夜となった場合は1.60）

【週1日を超える法定外休日に週法定労働時間を超えて勤務した場合】

1時間当たりの基本賃金×休日労働の時間数×1.25

（但し、その労働時間が22時から5時までの深夜となった場合は1.50）

- 3 なお、法定外休日に週法定労働時間内で勤務した場合は、休日勤務手当の対象とはせず、通常の賃金を支払う。

第19条（深夜勤務手当）

- 1 勤務時間が深夜（午後10時から午前5時までの間）に及ぶ場合においては、その勤務に服した派遣社員に深夜勤務手当を支給する。
- 2 深夜勤務手当は、以下の計算式により支給する。

【22時から5時までの深夜労働時間が所定労働時間内だった場合】

1時間当たりの基本賃金（時間給）×深夜労働の時間数×0.25

【2時から5時までの深夜労働時間が所定労働時間外だった場合】

1時間当たりの基本賃金（時間給）×深夜労働の時間数×1.50

時間外勤務手当の労働時間数による計算式

(1) 時間外労働が1か月45時間以下の部分

割増賃金の算定基礎×1.25×時間外労働の時間数

(2) 時間外労働が1か月45時間超～60時間以下の時間数

割増賃金の算定基礎×1.25×時間外労働の時間数

(3) 時間外労働が1か月60時間を超える部分

割増賃金の算定基礎×1.25×時間外労働の時間数

(4) 時間外労働が1年360時間を超える部分

割増賃金の算定基礎×1.25×時間外労働の時間数

第20条（賞与・退職金の不支給）

派遣社員には、賞与・退職金は支給しない。

第21条（不正受給の返還）

派遣社員が、不正な申請や記録などにより賃金の支払を受けた場合は、その額を直ちに返還させる。また、程度に応じ懲戒処分を行うことがある。

第22条（附則）

- 1 本規程は、平成29年9月1日から施行する。
- 2 この派遣社員賃金規程を改廃する場合は、従業員の代表者の意見を聴いて行う。